

言い出しにくいときは、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示しましょう。

※新たに「ジェネリック医薬品希望カード」をご希望の方は、住民課国保年金班へおいでください。

（現在カードをお持ちの方は、そのままお使いいただけます）

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、医師の治療方針や、薬局の在庫等によりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

国民健康保険高齢受給者証が更新となります

70歳から74歳の方には、「保険証」と「高齢受給者証」が交付されていますが、有効期限は3月31日までです。

4月からの高齢受給者証は、保険証とは別に3月中旬に郵送しますので、ご確認をお願いします。

また、現在高齢受給者証の負担割合が1割の方の負担割合が2割に引き上げられる予定でしたが、4月からも2割とならずに引き続き1割に据え置かれます。

※注意

すでに、3割（現役並みの所得者）負担をいたいただく方や、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方は除きます。

退職者医療制度へのご加入をお願いします

退職者医療制度とは、長く社会保険等に加入していた方が、医療の必要性が高

まる退職後に、国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを是正するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受けている方の給付費（被保険者の自己負担分以外の医療費）は、退職者医療制度に該当する方の保険税と会社等の健康保険からの拠出金で賄われます。

退職者医療制度が適正に適用されない場合は、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、将来の国民健康保険税の増加につながりますので、対象となる方は適用手続きをお願いします。

次の条件のすべてにあてはまる方と、その被扶養者が対象となります。

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方

手続きに必要なもの

- ・現在発行されている国民健康保険被保険者証
- ・年金証書（厚生年金、共済等）
- ・印鑑

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎（84）1214

国民年金

退職（失業）等による特例免除について

国民年金には、経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合に、

本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の方が申請することで、保険料の納付が免除される制度があります。

この制度の特例で、退職（失業）や天災などが原因で、所得が無くなったことにより国民年金保険料が納付できない方は、この事実が確認できる公的機関の証明書等※1の写しを添付することで、前年の所得が一

定額以上であっても免除の対象となる場合があります。（配偶者・世帯主に一定額以上の所得があるときは、特例免除が認められない場合があります）

※1

「雇用保険受給資格者証」・「雇用保険被保険者離職票」・「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」など

免除申請は、住民課国保年金班で手続きをしてください。

なお、申請の際には公的機関の証明書のほかに次のものをご持参ください。

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑
- ③他の市町村から転入された方は、前年の所得を証明するもの（所得証明書）

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎（84）1214

